

# 養父市農業委員会

## 第22回会議録

令和6年7月24日

養父市農業委員会

## 養父市農業委員会第22回会議録

1. 開催日時 令和6年7月24日(水曜日) 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

### 3 議 事

議案第70号 農用地利用集積計画の承認について

議案第71号 非農地証明交付申請の承認について

議案第72号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

#### 報告事項

報告① 農地法第3条の規定による許可申請について

報告② 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

#### 協議事項

農業委員会等に関する法律第38条に基づく意見提案について

### 4. 出席農業委員(10名)

1番 谷垣重俊

3番 藤原健次

4番 坂本光

5番 前川章

6番 濱田房子

7番 珍坂聡

9番 山根達夫

10番 藤原義幸

12番 秋山博

13番 西谷英樹

### 5. 欠席農業委員(3名)

2番 吉村英之

8番 圓山満

11番 木下計介

### 6. 出席推進委員(11名)

14番 小林誠

15番 内田重雄

16番 齋藤隆之

17番 荒木奈見

18番 谷村昭雄

19番 藤本浩一郎

20番 栗田匡晃

22番 上垣美由紀

23番 宇佐見孝一

24番 井上勝雄

25番 米田渡

### 7. 欠席推進委員(1名)

21番 鎌谷壽三男

### 8. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦

主幹 福垣 周作

主査 東 宏樹

主事 西村 陽聖

事務局 : ただいまから第22回農業委員会総会を開会いたします。  
開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いいたします。

山根会長 : 皆さん、こんにちは。御苦労さんです。本日も午前中から関係農業委員の方、推進委員の方、現地確認、暑い中、御苦労さんでした。

そして、最近ですけども、毎日のように気温が30度を超している日が続いております。昨日でしたか、八鹿で熱中症で70代の方が亡くなられたみたいで、新聞とかテレビに載っていました。もう外仕事も今一番忙しい時期だと思うんですけども、なるべくなら皆さん早朝とか夕方ぐらいに済まして、昼間はもうゆっくり家で休んでもらいたいと思います。

それと、あと本日は、総会終了後、後ろにもものぼりがありますように、農地パトロールの発隊式というのがあります。そして、また、部会もあるみたいです。本日も慎重審議、よろしくをお願いしたいと思います。以上です。

事務局 : それでは、初めに、会議の成立について報告をいたします。本日の出席は、農業委員13名中10名の出席となっております。養父市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数が出席することとなっておりますので、本日の農業委員会総会は成立をいたします。農地利用最適化推進委員は11名の出席ですので、併せて報告をさせていただきます。

総会の議事進行につきましては、養父市農業委員会会議規則第5条に、会長が総会の議長となり、議事を整理すると規定されております。

山根会長、お願いいたします。

議長 : 養父市農業委員会会議規則16条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、1番の谷垣農業委員と13番の西谷農業委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議案第70号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 : 1ページを御覧ください。議案第70号、農用地利用集積計画の承認についてです。公告は令和6年8月1日を予定しています。

利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数につきましては、田が13,445平方メートル、11筆、畑が2,212平方メートル、3筆、合計15,657平方メートル、14筆です。利用権の設定を受ける戸数は10戸、設定をする戸数は7戸となっております。

次に、設定する利用権の概要ですが、利用権の種類は、使用貸借権及び賃貸借権です。利用権の内容別に見ますと、使用貸借権が11筆、11,505平方メートル

ル、うち新規が11筆、11,505平方メートルとなっております。

解除条件付賃貸借権が3筆、4,152平方メートルとなっております。利用権の始期は公告日からで、契約年数は1年契約が1筆、707平方メートル、5年契約が2筆、1,099平方メートル、6年契約が1筆、1,278平方メートル、10年契約が10筆、12,573平方メートルとなっております。詳細については次ページ以降に記載をしております。

3ページの4番は、農地所有適格法人による使用貸借、5番、6番は一般法人による解除条件付の賃貸借となっております。4ページから5ページが農地中間管理事業を活用するもので、農地を貸し出す所有者と農地中間管理機構から借り受け、耕作する者を記載をしております。貸借期間は、全て令和17年3月31日までの10年間となっております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。  
この件についての質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第70号を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第71号、非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 6ページを御覧ください。議案第71号、非農地証明交付申請の承認についてです。

1番、大屋町宮垣の土地1筆で、面積が57平方メートルです。所有者は愛知県名古屋市の方で、非農地の事由としましては、平成2年頃から雑種地化しており、現況の地目に合わせた地目変更したいとのことです。関連ページは7ページから11ページとなっております。

2番、十二所の土地5筆で、面積が3,357平方メートルです。所有者は十二所の方で、非農地の事由としましては、30年以上前より山林化しており、現況地目に合わせた地目変更したいとのことです。関連ページは12ページから18ページとなっております。

3番、八鹿町高柳の土地3筆で、面積が96平方メートルです。所有者は京都府福知山市の方で、非農地の事由としましては、平成元年頃から宅地化、雑種地化しており、現況の地目に合わせた地目変更したいとのことです。関連ページは19ページから24ページとなっております。以上です。

議長： 事務局の説明は終わりました。

番号1番の大屋町宮垣の件について、担当農業委員より説明を求めます。

1番、谷垣農業委員。

谷垣委員： 1番、谷垣です。議案書の7ページのところの地図を見ていただきましたら、ちょっと薄いですが、養父穴栗線がちょうどそこにありますが、左手が大屋のほう、右手が広谷のほうという形で琴弾峠に上がる道のところがあると思うんですが、そこの上がってすぐのところでございます。8ページの航空写真を見ていただきましたら、赤の枠で囲ってあるところがその当該地域であります。9ページに字限図がございます。315-3という赤枠で囲ってあるところが今回の土地であります。

10ページのところを見ていただきますとそこに写真がありますけれども、もうコンクリートで築地の上にコンクリートが打ってありましてなっておりますが、3か月ほど前までここに車庫兼倉庫が建っておりました。その道が右手にありますけれども、市道がありますが、それのさらに右側のところに母屋がありまして、それも3か月ほど前に全て撤去をしたと。これの持ち主の方が今もありましたように、父親が亡くなった後相続をして、この土地を持つとったわけですが、もう誰も住む人もいないということで処分をしようということで全て撤去をいたしました。いよいよ処分をするに当たって地籍を、この土地の状況を調べてみたら、まだ農地のままで残っているということで、それを何とか、もうコンクリートも打ってありますし、畑に戻すというようなことは到底できませんので、非農地ということで今回お願いをしたいということでございます。この土地につきましては、その始末書にもありますように、平成2年に今の車庫兼倉庫が建てられたというようなことになっていたのが状況であります。ひとつよろしくお願いたします。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

6番、濱田農業委員。

濱田委員： 6番、濱田です。その図面にあるようにコンクリートのところももうきれいな更地ですし、向かい側の自宅が建っていたところも取り壊されて、更地にどちらともなってますし、原状復旧は無理かなと思いますので、よろしくお願いたします。

議 長： 続いて、担当推進員の説明を求めます。  
20番、栗田推進委員。

栗田推進委員： 20番、栗田です。先ほど説明がありましたとおりです。やむを得ないと思います。以上です。

議 長： 説明が終わりました。  
この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、議案第71号の1番を採決いたします。本案は原案どおり決  
決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしまし  
た。

続きまして、番号2番の十二所の件について、担当農業委員より説明を求め  
ます。

7番、珍坂農業委員。

珍坂委員： 7番、珍坂です。朝、見に行きました。現地としましたら12ページにある真  
ん中辺ですかね、分かりにくいんですけど、地図では囲ってあるところという  
ことで、現地は16ページを見てもらったら図面、赤で囲ってあるところが該当  
になります。御覧のように山の中ですので、現地まで直接足を運んでというこ  
とはできませんでしたが、向かいから見て山林化しているということで、  
現地の状況は17ページの写真にありますとおり山林化になっていますし、始末  
書にあるように以前は梨畑で使って栽培していたようですけども、三、四十  
年前からヒノキを植えて現在に至るということで、農地というか、畑に復帰と  
いうことは難しいと思うので、よろしくお願ひします。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。  
5番、前川農業委員

前川委員： 5番、前川です。今朝、現地を確認に行きました。先ほどの説明のとおり山  
林化しており、この写真16、17のような状態でありました。非農地としてやむ

を得ないのではないかとと思われます。以上です。

議長： 続いて、担当推進員の説明を求めます。  
18番、谷村推進委員。

谷村推進委員： 18番、谷村です。今、説明があったとおりです。よろしくお願いします。

議長： 説明が終わりました。  
この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第71号の2番を採決したいと思います。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。  
続きまして、番号3番の八鹿町高柳の件について、担当農業委員より説明を求めます。  
12番、秋山農業委員。

秋山委員： 12番、秋山です。よろしくお願いいたします。

午前中は、報告委員の方々、現地確認、御苦労さまでした。それでは、関連ページですけれども、19ページから24ページということになります。

まず、20ページの航空写真を見ていただいて、場所なんですけれども、9号線の高柳小学校、信号機の前を高柳校区内向きに150メートルぐらい下がっていただいたところで、また、その難しいんですけども、二股に別れた道路の左側方面にある場所に申請の農地があるということになります。申し訳ないです、非常に分かりにくい場所で説明も不十分かと思っておりますけれども、この航空写真を見ていただきまして御理解いただきたいと思っております。

続きまして、21ページの位置図になります。それから22、23ページの現況写真を見ていただいたら結構かと思っております。今回の申請農地、この赤枠で囲んだ3か所になりますが、現況800-3番地と804-1番地が平成元年度には宅地化されておりまして、もうこの時点で、前の場所もコンクリートで舗装されているというような状況になっており、それからもう一つあるんですけれども、808番地の部分ですね、一番これ22ページにありますけれども、この部分になる

んですけれども、この部分は区内の道路整備のときに残地として水路との間に残った、挟まれた傾斜地になっております。1メートルぐらいの幅の狭い部分になっております。とにかく以前より雑種地化しとるということで長年これも放置されておりました。碎石等も混ざり、圃場も押し固められとって畑として再生するのは非常に困難と思われます。したがって、今回、現況に合った地目にしたいという思いから、今回の地権者の方が申請に至ったということになります。

また、今回、隣接地には周りに住宅が立ち並ぶ中の農地ということで、他の農地への水利とか、直接日照の問題とか、そういうものもほとんどないものと思われます。地域への同意書も取られて、始末書も提出されておりました。特別問題のないものと思われますので、御審議のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。  
5番、前川農業委員。

前川委員： 5番、前川です。先ほど詳しく説明があつたとおりです。現場を確認しましても、この資料の22ページ、23ページのような状況でございました。到底、農地として復旧するのは不可能かと思われます。以上です。

議 長： 続いて、担当推進員の説明を求めます。  
15番、内田推進委員。

内田推進委員： 15番、内田でございます。私も午前中に現地確認を行いました。秋山委員と前川委員の説明どおりでございますので、審議をよろしくお願ひします。

議 長： 説明が終わりました。  
この件についての質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、議案第71号の3番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第72号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 25ページを御覧ください。議案第72号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてです。

申請番号1番、養父市大屋町蔵垣の土地1筆、面積は234平方メートルです。譲渡し人は養父市大屋町蔵垣の方、譲受人は養父市大屋町蔵垣の株式会社です。譲受人が運営している会社の社用車及び従業員用として露天駐車場を建設することが転用の目的で、移転する権利は所有権です。関連ページは26ページから29ページです。

申請番号2番、養父市大屋町筏の土地1筆、面積は102平方メートルです。譲渡し人は、養父市大塚の方、譲受人は養父市大塚の有限会社です。譲受人が隣接地で営業している工場の事業用駐車場が不足しているため拡張し、露天駐車場を建設することが転用の目的です。設定する権利は使用貸借権です。関連ページは30ページから33ページとなっております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1番の大屋町蔵垣の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： 申請番号1番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。住居が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地に該当します。一般基準については、資力、信用を同意書や残高証明等にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可することについて、農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。

次に、担当農業委員より説明を求めます。

5番、前川農業委員。

前川委員： 5番、前川です。26ページを見てもらえますでしょうか。住宅地図でありますけれども、これは上が北です。下が南で大屋町の蔵垣の集落の中に入ります。ここの対象地をもう少し南に下りますとお寺があるというようなところです。ここの土地、右側の27ページの963番地になるんですけども、もともとこの土地を所有されていた方が昨年お亡くなりになりまして、相続した結果、ここが

実は地目が宅地ではなく畑であったということです。既にもう大分前から駐車場として利用されていまして、この申請上がったときには始末書も書くようにと言って、始末書は書かれているのは確認、内容も確認はしました。今回は非農地証明ではないので、この資料には入れてないですけども、始末書の内容は確認しております。ということで御審議のほうをよろしくお願いいたします。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。  
7番、珍坂農業委員。

珍坂委員： 7番、珍坂です。ただいま前川委員からの説明があったとおりで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長： 続いて、担当推進員の説明を求めます。  
22番、上垣推進委員。

上垣推進委員： 22番、上垣です。前川農業委員の説明のあったとおりです。よろしくお願ひします。

議 長： 説明が終わりました。  
この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、議案第72号の1番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号2番の大屋町筏の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項について説明を求めます。

事務局： 申請番号2番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、以前は農用地区域の中にありましたが、昨年、除外の申請があり、本年3月6日をもって除外が完了したため農用地区域外となりました。住居が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地に該当します。一般基準については、資力、信用を同意書

や残高証明等にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可することについて、農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。  
次に、担当農業委員より説明を求めます。  
5番、前川農業委員。

前川委員： 度々すみません、また前川です。資料の32ページを見てもらえますでしょうか。32ページを取って横向きにしていただきますと、この図の中にも書いていますように、右側に行きますと蔵垣、大屋市場、そして養父のほうに行きます。左側に進みますと若杉のスキー場のほうに行きます。大屋川を挟んで中道のところに環境整備西山さん、皆さんの中にもお世話になった方がおられるんじゃないかなと思うんですけども、その大屋工場の北東側のこの三角の一面です。ここがどうもほ場整備された農振農用地でありまして、先ほど説明もありましたように、申請が上がってここは一般農地に今はなっております。この下の33ページの図にもありますように、ちょっと駐車スペースが少なくなったということでここを5条申請で上げておられます。以上です。御審議のほうよろしくお願ひします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。  
6番、濱田農業委員。

濱田委員： 6番、濱田です。今、前川委員から詳しい説明がありましたとおりです。私も初めてさっき前川委員が言われた何か難しい農振農用地という言葉も初めて今回知ったんですけど、いろいろと余計な話ですけど、こういう調査をさせていただいて、分からないことばかりで勉強になっております。今回のこれは前川委員の言うとおりでと思いますので、よろしくお願ひします。

議長： 続いて、担当推進員の説明を求めます。  
22番、上垣推進委員。

上垣推進委員： 22番、上垣です。この土地の北側がユズの木が生えている農地となっております。南側は水田です。この三角の部分、露天駐車場ということで付近の農地に影響がないものだと思います。よろしくお願ひします。

議長： 説明が終わりました。  
この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、議案第72号の2番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、報告①農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明を求めます。

事務局： 失礼します、34ページを御覧ください。報告①農地法第3条の規定による許可申請についてです。

1番、森の土地1筆で、面積が1,230平方メートルです。譲受人は森の方で、譲渡人は川西市の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が5月30日、許可日が6月18日となっています。

2番、八鹿町下小田の土地2筆で、合計面積が395平方メートルです。譲受人は京都府京都市の方で、譲渡し人は東京都豊島区の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が5月30日で、許可日が6月13日となっています。

3番、森の土地1筆で、面積が820平方メートルです。譲受人は森の方で、譲渡人は朝来市の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が5月30日で、許可日が6月20日となっております。

4番、三谷の土地、2筆で面積が162平方メートルです。譲受人は三谷の方で、譲渡し人は京都府京都市の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が6月5日で、許可日が6月24日となっています。

5番、三谷の土地2筆で面積が528平方メートルです。譲受人は三谷の方で、譲渡人は京都府京都市の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が6月5日で、許可日が6月24日となっています。

6番、浅野の土地2筆で、面積が291平方メートルです。譲受人は大阪府交野市の方で、譲渡人は大阪府大阪市の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が6月10日で、許可日が6月21日となっております。この譲受人は、取得した農地と家を併せて購入しており、来月頃から浅野に住まれる予定です。

7番、三谷の土地2筆、森の土地1筆の計3筆で、面積が770平方メートルです。譲受人は森の方で、譲渡人は京都府京都市の方です。所有権を贈与によ

って移転される予定です。申請日が6月10日、許可日が6月24日となっています。

8番、八鹿町八木の土地1筆で、面積が313平方メートルです。譲受人は八鹿町八木の方で、譲渡人は滋賀県野洲市の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が6月10日で、許可日が6月24日となっています。

9番、八鹿町八木の土地1筆で、面積が2,035平方メートルです。譲受人は八鹿町八木の方で、譲渡人は滋賀県野洲市の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が6月10日で、許可日が6月24日となっております。

10番、森の土地1筆で、面積が820平方メートルです。譲受人は森の方で、譲渡人は大阪府寝屋川市の方で、所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が6月11日で、許可日が6月24日となっております。

11番、森の土地1筆で、面積が410平方メートルです。譲受人は森の方で、譲渡人も森の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が6月12日で、許可日が6月24日となっています。

12番、八鹿町八鹿の土地2筆で、面積が1,265平方メートルです。譲受人は八鹿町八鹿の方で、譲渡人は神戸市の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が6月13日で、許可日が6月27日となっております。

13番、八鹿町坂本の土地1筆で、面積が329平方メートルです。譲受人は八鹿町坂本の方で、譲渡人は十二所の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が6月21日で、許可日が7月9日となっております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。  
この件について質疑はありませんか。  
秋山委員、どうぞ。

秋山委員： すみません、ちょっとだけお聞きします。1番と3番と10番と11番のところに持分って書いてあるんですけども、その持分の内訳、どういう内容になっ  
とるんでしょう、これ。

事務局： 森の字平林24番の2という土地が1筆になっていて、面積16,413平方メートルになっているんですけども、その中で40分割されていて、その中の持分40分の3です。24番の2がこういうふうな形をしていて、その中で地元の方でこういうふう  
に区切られていて、その中の3つを買われるということで、もっとあるんですけども、これが40個のうち  
の3つを買われますので、40分の……分筆はしていないんですけども、所有者が10数名おられて、例えば東だ  
ったらこの土地のうち  
の40分の1を持ってますっていうような登記簿になっています。

小林委員： 共有名義でも登記簿の場合40分の1って、他の所も合わせて40分の1なんで、登記簿上はその1筆の中の40分の1っていったらこれだけが40分の1っていうのはできへんと思う。

事務局： どこがその人のっていうのは正直分らないんですけど、地元の方の中ではもう共有の情報としては持っておられて、今回、譲り受ける方の土地は間違いなくここだっていうことで、そこの現地調査行ってもらって、次買う人がここを買いますっていうことでここだけの所有権移転をしています。なので、今回、農地法3条の許可書を出したら、恐らく法務局のほうでは、ここ40分の1っていうような所有分割になるということです。

小林委員： 法務局でそれができる。

事務局： できます、できます。本当に不思議な登記簿で、5ページぐらいになります。大概1枚で登記簿は、収まると思うんですけど、この土地は十何人の方が入っておられるので、5枚ほどの登記簿になっています。

小林委員： 共有地で。

事務局： 共有地です。

事務局： あんまりないんですけど。

小林委員： ほぼ基本的には40、何ぼの、持分3分の1っていったら土地は分筆、分割でけへんので、結局3分の1に分筆して分筆登記してからじゃないと3分の1を譲り受けることはできなかつたと思うんだけど、それができると。

事務局： はい。過去にもね……。

坂本委員： 持分でいくんで。

事務局： そうです。

坂本委員： 持分でいくんでそういう格好です。

事務局 : そうです。尾崎のほうでも2年前ぐらいに1回こういう案件がありました。1  
2分の1とかっていうような形を持つとんなった方がおられて、それも3条許  
可を出させてもらって、所有権移転まではできていますので、同じ案件です。

議 長 : よろしいですか。  
ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長 : 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。  
続きまして、報告②農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務  
局より説明を求めます。

事務局 : 37ページを御覧ください。報告②農地法第3条の3第1項の規定による届出  
についてです。

1番、申請場所は奥米地の土地13筆で、面積が4,374平方メートルです。申  
請人は京都府京都市の方です。取得した日が令和2年8月29日で、相続により  
所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。

2番、申請場所は森の土地3筆で、面積が1,800平方メートルです。申請人  
は大阪府高槻市の方です。取得した日が令和6年5月20日で、相続により所有  
権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。

3番、申請場所は大屋町加保の土地1筆で、面積が786平方メートルです。  
申請人は大阪府大阪市の方で、取得した日が令和5年7月23日です。相続によ  
り所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。

4番、申請場所は吉井の土地4筆で、面積が4,374平方メートルです。申請  
人は茨城県鹿嶋市の方で、取得した日が平成7年11月27日です。相続により所  
有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。

5番、申請場所は大屋町和田の土地14筆で、面積が3,646平方メートルです。  
申請人は京都府福知山市の方で、取得した日が令和6年6月6日です。相続に  
より所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。

今、述べた1番から5番までの耕作者についてですが、こちらのほうで営農  
計画書を調べさせてもらったところ、養父市の方によって耕作されていること  
が分かりました。以上です。

議 長 : 事務局の説明が終わりました。  
この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。  
これで報告事項は終了いたしました。

議 長： 続いて、協議事項に入ります。  
農業委員会等に関する法律第38条に基づく意見提案について協議をいたします。

これまでの経緯について報告しますが、提案書の案の完成までの経過につきまして時間がかかりますので、暫時休憩といたします。

( 暫 時 休 憩 )

議 長： それでは、再開いたします。  
それでは、本文について事務局より説明を求めます。

事務局： それでは、ただいま前川部会長のほうからここまでの経過について報告をいただきました。令和6年度は、先ほど前川委員さんのほうからいろいろ様々な視点で検討していった結果に基づいてこのように仕上げさせていただいているということでございます。私のほうからはその経過については省略しまして、内容について説明をさせていただきます。

まず、これパワーポイント関係なので、一応のもので作っているので1ページ目の2というところなんですけども、前文ということでございます。今年度は、市内各地域において地域計画策定に取り組んでいます。農業委員会委員も協議の場に入り、目標地図等の策定支援を行っているところです。地域計画策定協議を進める中、農家等も農地保全、担い手確保、農業施設の老朽化等の課題を再認識しておられ、農業農村の課題は年々増加している状況です。農業委員会の各委員も地域計画策定協議のほか、地域の各農家、認定農業者、農業法人、農業担う者、個人農家から意見の聞き取りを行い、ここに農業委員会等に関する法律第38条に基づき、農地等最適化推進施策を提案いたしますという形にしております。

次のページから本題に入りまして、重要提案ということで3つ上げております。提案1、担い手確保を踏まえた農地保全の推進、提案2、地域計画策定後の適切な運用と更新、提案3、有機農業の推進ということで、その次のところからが本文に上がってまいります。

提案1、担い手確保を踏まえた農地保全の推進。ゾーニングの実施と校区自治協単位で農地保全実施。①住環境並びに営農環境のバランスを踏まえ、認定農業者ゾーン、兼業農業者ゾーン等、ゾーニングを行う。②上記ゾーニングされた以外の農地保全を校区自治協単位で実施。③農地保全の必要経費として、

包括的交付金の会長特例を利用し、農機具リース代など諸経費を賄う。ポイントとしましては、農地所有者、農会等に保全を押しつけず、校区単位で農地を保全し、持続可能な住みよいまちを構築するという点でございます。

次に、5ページ目という表題になっておりますが、家庭菜園も含めた農業担い手の確保。①自治協主体で貸し農園を運営できるよう支援策を構築。ポイントとしましては、非農家等、市職員を含むが広く参加できる農作業体験等を開催できる支援策を構築し、家庭菜園レベルの担い手を確保する。次、養父市独自の農業スクール等の構築。①市内外から新規就農希望者を募り、市内で農業を実践的に学べるプログラムを構築し、担い手の確保につなげる。ポイントとしましては、農学セミナー、座学も行われているが、新規就農者向けの市農業の特産物、但馬牛、朝倉山椒等や特徴、有機農業等をまた学べることを強調し、独自性を図るというのが提案1です。

続きまして、提案2、地域計画策定後の適切な運用と更新。各地区の地域計画策定後の随時更新ということで、①策定した地域計画を農地集積、農地保全に直結できるよう、必要な要素、課題等を列挙し、適宜、毎年見直しを行う。また、策定以降の地域計画運用マニュアルも同様に作成し、地域計画を随時更新できる仕組みを構築する。ポイントとしましては、地域が地域計画を策定するだけでなく、策定した地域計画が農地集積、農地保全に対し実効性のある内容になることを目指して随時更新できるようにするという点です。

続きまして、同じく地域計画関係なんですが、地域計画策定に関連した補助事業の周知徹底。地域計画に関連し、農業を担う者への国、県補助事業のほか、市においても地域計画に基づく農業機械補助制度等を制度化されている。各種補助制度に対し農業者が漏れなく活用できるよう周知の仕組みを構築。ということで、ポイントとしましては、地域計画策定時及び策定後も国県市で活用できる関連補助事業がある。市においても市広報も活用され、当委員会でも農業委員会だよりも活用しながら制度周知を図っているが、計画策定以降においても随時周知が必要であるということです。

ここまでする提案2で、次に、提案3、有機農業の推進。有機食品の給食利用推進。①有機農産物を中心とした有機的栽培方法で生産された米や野菜等を積極的に養父市の学校給食に利用する。ポイントとしましては、有機食品を通して食育や環境保全について学び波及効果を狙う。有機JAS認証事業者増加の推進。①地域計画策定と絡め、有機JAS認証取得説明会等を広く開催し、有機JAS認証事業者増加を推進する。ポイントとしましては、人口1万人当たりの有機JAS認証事業者数は兵庫県1位である。日本一有機JAS認証事業者数割合が多い市を目指すということで、ちょっと参考資料としましてはその次のページに、これ前川委員さんがまとめていただいたものでございますが、有機農業の推進の兵庫県の市町村別有機JAS認証事業者数割合ということで、割合としましては養父市が1位ということでございます。人数はもちろん

神戸市とかが多いんですけども、人口別の割合としましては養父市が一番多いですよというような参考データでございまして、この提案の裏づけということで最後のページに載せているということでございます。以上でございます。

議長： 事務局の説明が終わりました。  
この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

事務局： すみません、意見書の提出につきましては、毎回運営委員さんに提出をいただいております。一応、市長の予定もなかなか詰まっておりますが、取りあえず仮押さえをさせていただいております。8月5日の午後5時を一応、仮押さえをさせていただきました。問題がなければそこで行かせていただきたいと思っておりますけど、大丈夫でしょうか。報告方法につきましては以上でございます。

議長： 質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、先ほどの意見を踏まえ意見書を仕上げ、市長へ提出いたします。

以上で第22回農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議長 山根達夫

署名委員 西谷英樹

署名委員 谷垣重俊